

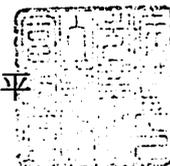
富山市民病院告示第8号

建設コンサルタント業務等の条件付き一般競争入札における各入札  
に共通して必要となる事項の一部改正について

建設コンサルタント業務等の条件付き一般競争入札における各入札に共  
通して必要となる事項（平成23年富山市民病院告示第7号）の一部を次  
のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年11月1日

富山市民病院事業管理者 泉 良 平



5の項第1号に次のただし書を加える。

ただし、入札公告に別段の定めがあるときは、この限りでない。

富山市民病院告示第7号

建設コンサルタント業務等の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について

建設コンサルタント業務等の条件付き一般競争入札（郵便による入札（以下「郵便入札」という。）又は電子入札（富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第13条に規定する電子入札をいう。以下同じ。））を行い、入札後に資格審査を行うものに限る。）における各入札に共通して必要となる事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成23年10月14日

富山市民病院事業管理者 泉 良 平

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加することができる者は、富山市の競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「登載者」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 案件ごとに定める入札参加条件を満たしている者であること。

ウ 郵便入札にあつては当該案件の入札公告の日から入札書等の到着期限の日までの間、電子入札にあつては当該案件の入札公告の日から受付締切の日までの間において、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ 当該案件に係る他の入札に参加しようとする者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の

規定による更生手続開始の決定（イ）において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

（ウ） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

（エ） 一方の会社の役員が、他方の会社の更生会社法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

オ 当該案件に係る他の入札に参加しようとする者の中に事業協同組合がある場合は、その構成員でないこと。

カ 配置予定技術者は、直接的な雇用関係にある者であること。

（2） 共同企業体に参加できる入札にあっては、共同企業体として入札に参加することができる者は、1（1）の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

ア 共同企業体の構成員が登載者であって、1（1）ア、ウ及びカの要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員が同一の入札における共同企業体以外の入札に参加しようとする者（以下この号において「単体企業」という。）又は他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

ウ 共同企業体の構成員が、同一の入札における単体企業、共同企業体の構成員又は他の共同企業体の代表の構成員と資本又は人事において1（1）エに規定する関係のいずれにも該当しないこと。

エ 共同企業体の構成員が、同一の入札における共同企業体の構成員（他の共同企業体の構成員を含む。）の中に事業協同組合がある場合は、その構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表の構成員が構成員中最大の出資比率を有する者であること。

カ 自主的に結成された共同企業体であること。

キ 共同企業体の構成員は、その技術力を結集して業務を実施し、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとし、一の分担業務を複数の構成員が共同することがないこと。

## 2 契約条項等の閲覧

契約書案、富山市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という。）及び富山市電子入札システム運用基準（電子入札の場合に限る。）は、案件ごとに定める期間内に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課において閲覧に供する。

## 3 設計図書の取得等

- (1) 案件ごとに定める期間内に、原則として、電子ファイルに記録した設計図書を電子入札システムからダウンロードにより、取得するものとする。ただし、ダウンロードにより取得できない場合は、契約担当課に記録媒体を持参し、当該設計図書を取得することができる。
- (2) 取得した電子ファイルは、他人に譲渡若しくは配布し、又は積算以外の目的に使用してはならない。
- (3) 設計図書を取得していない者は、入札に参加することができない。
- (4) 設計図書について質問があるときは、案件ごとに定める期間内に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ書面を電送して行うこと。電子入札の場合は、電子入札システムにより行うことができる。
- (5) 質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに書面を電送し、又は電子入札システムにより行う。

## 4 入札の方法等

### (1) 提出書類

ア 入札参加申請書（様式第1号）（共同企業体にあつては、共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第2号））

イ 入札書

ウ 積算内訳書

エ 配置予定技術者調書（様式第3号）

オ 同種業務の実績調書（様式第4号）

カ 使用印鑑届兼電子入札用委任状（様式第5号）（共同企業体に限る。）

## キ 入札公告において定める書類

### (2) 入札の方法

ア 郵便入札の方法は、入札心得に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 入札書は、内封筒に入れて厳封の上、他の提出書類とともに外封筒に入れて提出する。

(イ) 一般書留又は簡易書留により郵送する。

(ウ) 郵送先は、富山市役所内郵便局留とし、案件ごとに定める入札及び契約を担当する課名を記載する。

(エ) 外封筒の表には、郵送先のほか「入札書在中」と記載し、併せて案件ごとに定める開札日と案件名を記載する。

(オ) 外封筒には、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載する。

(カ) 1つの封筒に複数の案件に係る入札書等の提出書類を同封してはならない。

(キ) 入札書等の提出書類は、案件ごとに定める入札書等の到着期限の日までに到着するよう提出する。

イ 電子入札の方法は、入札心得及び富山市電子入札システム運用基準に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 入札書は、電子入札システムにより受付締切の日時までに提出しなければならない。

(イ) 4 (1) ア及びウからオまでに定める提出書類は、別に提出方法を定める場合を除き、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付し、提出しなければならない。

(ウ) 4 (1) カ及びキに定める提出書類は、受付締切の日時までに持参、郵送又は電送により提出しなければならない。ただし、4 (1) カに定める提出書類を電送により提出した者が落札者となった場合には、原本を入札及び契約を担当する課へ提出しなければならない。

(エ) (ウ) の規定にかかわらず4 (1) キに定める提出書類のうち、入札公告において特に定める書類は、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付し、提出しなければならない

## 5 提出書類の記載事項

### (1) 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する。ただし、入札公告に別段の定めがあるときは、この限りでない。

### (2) 配置予定技術者調書

配置予定技術者は、技術者1名につき調書1枚を作成する。

### (3) 同種業務の実績調書

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人又は日本下水道事業団が発注した業務を元請で受注し、完成したものについて記載する。

## 6 入札の辞退

入札書提出後に入札を辞退する場合は、案件ごとに定める入札書等の到着期限の日又は受付締切の日時までに、入札辞退届を案件ごとに定める入札及び契約を担当する課へ提出する。

## 7 開札の方法等

### (1) 開札日時及び場所

案件ごとに定める。

### (2) 開札の立会い

ア 郵便入札の開札にあつては、入札参加者（その者に雇用されている者を含む。以下同じ。）の中から、契約担当課があらかじめ選任した2者を立ち合わせる。

イ 電子入札の開札にあつては、入札参加者のうち開札の立ち会いを希望する者を立ち合わせる。この場合において、開札の立ち会いを希望する者は、入札書の受付締切の日時までに開札立会申込書（様式第6号）を提出し、契約担当課の承認を得て、契約担当者等の指

示に従い開札に立ち会うものとする。

ウ イの場合において、開札の立ち会いを希望する者が別に定める人数を超える場合は、立会いを制限するものとする。

エ アの場合に立会人が2者に満たないとき、又はイの場合に立会人がいないときは、入札事務に関係のない職員を立会人に充てる。

オ 立会人は、開札終了後、結果を記した開札立会人確認書（様式第7号）に署名しなければならない。

## 8 第1順位の落札候補者の決定及び入札参加資格の確認

### (1) 第1順位の落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者（以下「落札候補者」という。）のうち、最低の価格をもって入札を行った者を第1順位の落札候補者に決定し、第1順位落札候補者決定通知書（様式第8号）により通知する。

### (2) 入札参加資格の確認

ア 第1順位の落札候補者が入札及び契約を担当する課から4（1）に掲げる提出書類以外の入札参加資格審査書類の提出を求められたときは、当該提出を求められた日から起算して2日以内（富山市の休日定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を持参により提出しなければならない。ただし、富山市病院事業管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

イ 第1順位の落札候補者の入札参加資格の確認は、郵便入札にあっては入札書等の到着期限の日とし、電子入札にあっては受付の締切日現在の事実をもってするものとする。

ウ 第1順位の落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、第1順位の落札候補者以外の落札候補者のうち、最低の入札価格を提示した者を第1順位の落札候補者とする。

## 9 落札者の決定方法等

### (1) 落札者の決定

ア 第1順位の落札候補者について、入札参加資格を有すると確認し

たときは、確認した日をもって落札を決定する。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者について、入札参加資格の確認を行った上で、指定する日時に案件ごとに定める入札及び契約を担当する課に参集を求め、くじを引かせて落札者を決定する。当該入札をした者が指定する日時に参集しないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

ウ 落札者の決定は、原則として開札日を含め3日以内（休日を除く。）に行う。ただし、第1順位の落札候補者の入札参加資格に疑義があるときは、この限りでない。

## (2) 入札結果等の通知

ア 落札者が決定したときは、速やかに、当該落札者に落札決定通知書（様式第9号）により通知する。

イ 入札の結果については、案件ごとに定める入札及び契約を担当する課及び富山市民病院公式ホームページでその結果を公表する。ただし、9（1）ウただし書の場合にあっては、落札が決定するまでの間、落札者が決定していない旨を公表する。

ウ 第1順位の落札候補者でありながら落札者とならなかった者に対しては、イにより公表するほか、理由を付した書面を電送して通知する。この場合において、通知を受けた日を含め7日以内（休日を除く。）に書面にてその理由について説明を求めることができる。

## 10 入札保証金

免除する。

## 11 入札の無効等

(1) 富山市契約規則第12条各号に掲げる入札、入札心得に規定する事項に違反した入札及び4（1）に掲げる提出書類のいずれかが欠けている入札は、無効とする。

(2) 第1順位の落札候補者が、落札決定の日までに入札公告に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、当該第1順位の落札候補者のした入札は、効力を失う。

## 12 契約手続等

(1) 契約の締結

契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、富山市契約規則及び入札心得に規定するところによる。なお、落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者がこの入札公告に定める要件のいずれかを満たさなくなったときには、当該契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 支払条件

案件ごとに定める。